

支援対象者からの返済がなされなかった場合、公的機関としてのリスク負担は何割程度を想定しているのでしょうか？

また負担する場合、本邦外出身者の債務に公的資金を投入する正当性を日本国憲法及び判例に基づいた論拠を持ってご回答下さい。

③第 21 条 3. 4. 5 項について(以下 3. 4. 5 項抜粋)

統括支援機関が解散又は破産等の状況に陥った場合には、本事業で発生した預託金を含むあらゆる財産の所有権は、都に移転するものとする。

統括支援機関は、融資実施機関の終了後から預託を行う期間が終了するまでの間、事業年度毎に、預託金残高から融資残高を除いた金額を、との指示に基づき、都に納付するものとする。

統括支援機関は、預託を行う機関の終了時点において残余財産があるとき、当該財産を換金したうえで、との指示に基づき、都に納付するものとする。

とありますがそこで質問です。

このように本件支援事業に関しとても重要な役割を担う統括支援機関ですが、その企業は東京インキュベーション株式会社という本年 2022 年 2 月 1 日に設立という財務情報すら見えない一私企業となっておりますが、東京都としてこれだけの制度融資、しかも初の本邦外出身者に対する大規模支援事業であるにも拘らず当該株式会社を選定した事由をご説明下さい。また当該株式会社に東京都からどれだけの補助金がなされるのかも併せてお答え下さい。

④都民ファーストを掲げておられる小池百合子都知事に質問です。

長引くコロナ禍により多くの東京都民及び東京都内に本店又は主たる事務所を置く法人の日本人代表者が資金繰りで苦しんでいるところですが、何故、都民ファーストという崇高な理念を掲げる小池都知事が都民の困窮をよそに、外国人起業家に対する支援事業を都民の予算に関与する形で行うのか疑問を感じる都民が多いというのが今の状態ですがそこで質問です。

本件に都の予算を投入する正当性を日本国憲法、法律又は条令に基づいた論拠を持ってご回答下さい。

また、中華自民共和国、大韓民国、又は未だ国交を樹立したことがない朝鮮民主主義人民共和国による働きかけ、依頼などの関与が少しでもあれば都民にお知らせ下さい。

これまで決定した企業の全容（国別、応募人数と、決定人数、利用実績、業種）をお知らせ下さい。